

|                  |        |
|------------------|--------|
| 職業安定分科会(第 207 回) | 資料 1-2 |
| 令和6年6月 21 日      |        |

## **雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要（人材確保等支援助成金の特例措置 関係）**



## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局需給調整事業課

### 1. 改正の趣旨

- 派遣労働者の同一労働同一賃金の施行について、昨年8月末に公表した、令和6年度に適用される一般賃金水準（職種別の平均賃金、地域指数 ※1）を示した職業安定局長通達（以下「通達」という。）において、ハローワーク別地域指数の一部を誤って算定・掲載していたことが判明したため、必要な訂正を行った上、令和6年5月24日に訂正後の通達を発出したところ。  
（※1）各派遣元において、一般賃金水準（職種別の平均賃金に地域指数をかけた値）と同等以上となるように賃金制度を設定する労使協定を締結して、賃金を支払う。
- ハローワーク別地域指数を参照して本年度の労使協定を既に締結し賃金を設定している派遣元事業主において、自社の賃金制度が訂正後の一般賃金水準に満たない場合、労使協定の再締結が必要となる。そのため、4月当初から労使協定見直しまでの間について、現行協定と新協定との差を補うことを派遣元の労使で検討いただくよう、派遣元事業主に要請しているところ、派遣元事業主において当該取組が円滑に進むよう、助成措置（雇用保険二事業で措置）を設けることとする。
- 上記を踏まえ、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号。以下「規則」という。）において、所要の措置を講ずるもの。

### 2. 改正の概要

- 人材確保等支援助成金の暫定措置の創設【規則附則第17条の2の4関係】  
同一労働同一賃金の実施に取り組む派遣元事業主について、賃金制度の整備・改善等に伴う経費を支援するための助成金を、人材確保等支援助成金の下に位置付ける。  
  
（具体的内容）
  - ・ 令和6年度に適用される賃金制度について、派遣元事業主が、訂正後の指数による一般賃金水準以上となるよう、労使協定を再締結するとともに、年度当初から協定再締結までの期間における差額（現行協定と訂正後の指数による一般賃金水準との差）を補う対応等（※2）を実施した場合を対象とする（令和6年度内に実施したものに限る。）。  
（※2）現行協定に基づく自社の賃金額が訂正後の指数による一般賃金水準以上ではあるものの、同水準に対する自社の賃金額の相対優位度を維持するために賃金引上げを行った場合も含むものとする。
  - ・ 派遣元事業主負担分について同事業主から申請する方式とし、整備に係る基本経費（定額5万円）に、雇用する派遣労働者の人数に応じた定額（1人につき1万円）を加えた額

（これを超える額を支払う場合は当該額）を支給する。

- ・ その他所要の規定の整備を行う。

### 3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 1 項第 6 号及び第 2 項

### 4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 6 年 6 月 28 日（予定）
- 施行期日：公布の日